

第86期 定時株主総会 招集ご通知

日 時	2025年6月20日（金曜日） 午後3時30分（受付開始 午後3時）
場 所	石川県金沢市十間町25番地 当社 本店分室 2 F カンファレンスルーム

**スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください**

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは
3ページ～4ページへ

目 次	
第86期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 監査役1名選任の件	6
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	7
第4号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	8
第5号議案 役員賞与支給の件	8
第86期事業報告	9
計算書類	23
監査報告書	25

今村証券株式会社

証券コード：7175

株 主 各 位

証券コード7175
2025年5月29日
(電子提供措置の開始日2025年5月23日)
石川県金沢市十間町25番地
今村証券株式会社
代表取締役社長 今 村 直 喜

第 86 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第86期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.imamura.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「株主のみなさまへ」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「今村証券」又は「コード」に当社証券コード「7175」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午後3時30分
2. 場 所 石川県金沢市十間町25番地 当社 本店分室2Fカンファレンスルーム
3. 目 的 事 項
報告事項 第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。したがって、本書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 受付開始時刻は、午後3時を予定しております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 会場の関係上、一部の役員につきましてはオンラインによる出席とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は次ページ記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネットによる議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早目に行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

■ 議決権行使ウェブサイトへアクセス（パソコン等をご利用する場合）

1 ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 初回ログイン時

4 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

ここまでで準備は完了です。ここからは画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

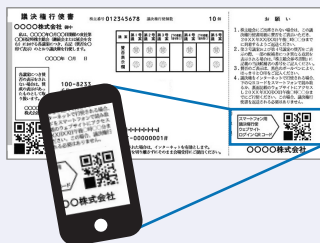
ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、全て株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

■ スマート行使[®]による方法（スマートフォンをご利用する場合）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使[®]」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。ようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社【ウェブサポート専用ダイヤル】

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開の資金需要に備えるとともに、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績及び財務状況を総合的に勘案し、配当性向35%を目安として株主の皆さまへの利益還元を行うことを基本的な方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び財務状況並びに今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。なお、当期は1株につき25円の間配当を実施しておりますので、年間配当は1株につき55円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額 153,499,920円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役明翫克正氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者新田恵美氏は、監査役明翫克正氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

に っ た め ぐ み

新田 恵美 1967年11月15日生（満57歳）

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社
2022年 4 月 当社弥生支店次長（店長サポート）
2024年10月 当社内部監査部次長（現任）

所有する当社の株式数

10,541株

監査役候補者とした理由

新田恵美氏は、30年以上にわたりリテール営業に従事した後、2022年より弥生支店の次長として支店経営に従事しております。その後、2024年から内部監査部次長として社内監査を担当しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社監査役として適任であると判断し、監査役候補者いたしました。

- （注）1. 候補者新田恵美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者新田恵美氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
3. 候補者新田恵美氏の「所有する当社の株式数」は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。なお、同氏の所有する当社株式は、今村証券社員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が監査役に就任した場合には、今村証券社員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

はやかわ じゅん
早川 潤 1976年6月5日生（満49歳）

略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
2011年12月	弁護士登録 中島史雄法律事務所（現 中島・早川・北村法律事務所）入所（現任）	0株
2021年7月	当社社外監査役	
2022年6月	当社社外監査役退任	
2023年7月	（株）オフィス出島A. M. 代表取締役（現任）	
重要な兼職の状況		
中島・早川・北村法律事務所 弁護士 （株）オフィス出島A. M. 代表取締役		

補欠社外監査役候補者とした理由

早川潤氏は弁護士として法令についての高度な能力・見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- （注）
- 候補者早川潤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 候補者早川潤氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 候補者早川潤氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
 - 候補者早川潤氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
 - 候補者早川潤氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任される監査役明翫克正氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
みょう がん かつ まさ 明 翫 克 正	2019年6月 当社常勤監査役 現在に至る

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役10名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、役員賞与総額58,450千円（取締役分51,250千円 うち社外取締役分800千円、監査役分7,200千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する個別の額、支給の時期等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は、「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項」に記載の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に基づき決定しているため、相当であると判断しております。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、物価の継続的な上昇が個人消費に及ぼす影響や米国の通商政策をはじめとする政策変更等、景気を下押しするリスクがある一方、国内の雇用や所得環境が改善し、景気は緩やかに回復しました。

国内の株式市場において、40,646円で始まった4月の日経平均株価は、中東情勢の緊迫化を受けて下落しその後も上値の重い展開が続きましたが、外国為替市場で1ドル＝161円90銭台の安値を付けたこと等から日経平均株価は大幅に上昇し、7月11日に史上最高値となる42,426円を付けました。しかし、日本銀行が金融政策決定会合で政策金利の引上げを決定する中、年内の追加利上げの可能性を否定しなかったことから円高・ドル安が進行し、それを受けて日経平均株価は連日で急落しました。8月5日には過去最大の下げ幅を記録し、31,156円の安値を付けました。反発後は39,000円を付ける場面も見られたものの勢いは続かず、35,000円台まで値を下げました。その後、自民党総裁選への期待から日経平均株価は節目となる40,000円目前まで上昇しましたが、当初の市場予想とは異なり石破茂氏が自民党総裁に就任し、経済政策に対する警戒感が強まったことから下落に転じました。しかし下値は限定的で、10月に入ると、堅調な米雇用統計を受けてリスクオン姿勢が強まり、日経平均株価は3カ月ぶりに40,000円を一時回復しました。その後、国内では衆議院選挙での与党の過半数割れや、国外では第二次トランプ政権の誕生といった大きなイベントが続きましたが、日経平均株価は38,000円割れから40,000円前後のレンジで上下を繰り返す展開が続きました。しかし、2月下旬以降はトランプ米大統領による関税引上げへの警戒感から日経平均株価は下値を切下げる動きが続き、3月11日には6カ月ぶりに36,000円を割りこみ、その後も軟調な展開が続きました。トランプ政権の政策による影響で米国をはじめとする世界経済が減速するとの懸念が強まると、3月31日には前週末比で1,500円以上値下がりし、35,617円で当事業年度を終えました。

このような状況の中、当社は地域密着型の対面営業を行う証券会社として、株式営業や債券販売、投資信託販売を中心に営業を展開しました。株式営業においては、「情報チャトル特急便」、「Imamura Report」等当社作成の情報誌や専門調査機関の作成するレポートを活用した投資情報の提供のほか、資産形成に関するセミナーの開催等、お客様のニーズにお応えする提案・サポート等を積極的に行いました。また、12月には株式会社リスキルのIPOに引受証券会社として参加しました。債券販売においては、米ドル建て社債の販売に注力したほか、福井県債や北陸電力社債、石川県債も取り扱いました。投資信託販売においては、新たに取扱いを開始した「ニッセイ・円建てグローバル社債／バランスファンド2024-09」等の販売が好調となりました。また、投資助言・代理業として4月よりゴ

ールベースアプローチ型ラップサービス「未来設計」の取扱いを開始し、お客様一人ひとりに寄り添った長期的なライフプランの実現をサポートするべく販売に注力しました。

当社は、システムの開発から運用まで全てを自社で行う「システムの独立」を経営理念の一つとしておりますが、当事業年度においても、システムの開発を行い、お客様ご自身が保有資産をオンラインで照会いただけるお客様向けポータルサイト「i P o r t a l」を新たなサービスとして開始しました。これにより、お客様はいつでも、どこでも、ご自身で保有資産をご確認いただけるようになりました。当社社員におきましても、お客様からの保有資産照会に関するお問合せが減少することで、より多くの時間をお客様へのフォローアップに費やすことができ、また、今後は更なるサービスの充実が図れるようになります。さらに、本年1月より、取引報告書をお客様のi P o r t a lにてご確認ください。電子交付サービスの提供を開始し、お取引内容をその日のうちにご確認いただけるようになりました。当社におきましても、取引報告書の郵便が減少することで紙資源やコストの削減が見込まれます。また、業務の効率化を図るとともに、よりきめ細かいサポートを目指し、各営業員のパソコンやタブレット端末で利用できる新たな営業活動支援システムの運用を開始しました。その他、昨年11月からの東京証券取引所の取引時間延長につきましても、自社でシステムを開発し、対応しております。

また、2023年5月に設立した地方証券会社連携コンソーシアムにおける取組みが、令和6年度「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選定され、本年3月に内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰いただきました。地方から数多くの新規上場企業が輩出されることを目指し、地域密着型の地方証券会社として本取組みにも注力してまいります。

なお、当社は経営戦略の一つとして「新たなお客様の獲得」を掲げ、その指標として5年間で15,000口座の新たなお客様の獲得を目指し、単年度においては3,000口座以上の獲得を目標としております。当事業年度は3,926口座（前事業年度は、4,440口座）となり目標を30.9%上回りました。

その結果、当事業年度の営業収益は41億86百万円（前年同期比13.1%減）、純営業収益は41億70百万円（同13.0%減）、経常利益は10億18百万円（同32.3%減）、当期純利益は7億60百万円（同24.7%減）となりました。

当事業年度における主な収益及び費用の状況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は36億85百万円（前年同期比17.0%減）となりました。その内訳は次のとおりであります。

i 委託手数料

株券に係る委託手数料は26億92百万円（同8.6%減）となり、受益証券を含めた委託手数料の合計は27億33百万円（同7.8%減）となりました。

- ii 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は2百万円（同99.5%減）となりました。
- iii 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は5億29百万円（同21.6%減）となりました。
- iv その他の受入手数料
その他の受入手数料は4億19百万円(同20.9%増)となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	期 別	第85期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第86期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		千円	構成比%	千円	構成比%
株	券	2,949,605	(66.4)	2,698,656	(73.2)
債	券	454,021	(10.2)	1,236	(0.0)
受 益 証	券	977,704	(22.0)	909,451	(24.7)
そ の 他		59,657	(1.4)	75,816	(2.1)
合	計	4,440,988	(100.0)	3,685,160	(100.0)

- ② トレーディング損益
トレーディング損益は4億41百万円（前年同期比33.7%増）となりました。
- ③ 金融収支
金融収益が59百万円（前年同期比31.2%増）、金融費用が15百万円（同23.0%減）となった結果、差し引き金融収支は43百万円（同74.7%増）となりました。
- ④ 販売費・一般管理費
販売費・一般管理費は31億84百万円（前年同期比4.1%減）となりました。
- ⑤ 営業外損益
営業外収益は、受取配当金等54百万円（前年同期比38.4%増）、営業外費用は、為替差損等22百万円（同91.1%増）となりました。
- ⑥ 特別損益
特別利益は、投資有価証券売却益88百万円（前年同期の計上はなし）、特別損失は、投資有価証券売却損等13百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は52百万円で、主たる設備投資は、システム関連機器の取得であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は全額自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社は「百術不及一誠」を社是としております。これは“百術は一誠に及ばず”と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、という意味です。全てのお客様に誠心誠意で接することが大切だということを教えている言葉で、この方針に基づきお客様の最善の利益を追求することにより、お客様とともに発展し続ける企業を目指しております。経営理念としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一步」を掲げております。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一步を踏み出す勇気を持ちたい、そういう経営があってこそ初めて、お客様に選ばれる証券会社であり続けられる、ひいては日本の資本市場を牽引し、国民経済に寄与することができると考えております。

この社是及び経営理念を基に、対面営業の強みを活かし他社との差別化を図ることを常に考慮し、企業価値を一層向上させるため、特に以下の3点を対処すべき重要な課題だと認識しております。

① 旧収益構造からの脱出

投資信託の預り資産を増加させストックからの収益を増やすことで、株式市況に左右されにくい収益基盤の確立を図ってまいります。そのために、以下の算式により算出する受益証券による経費カバー率を新たに経営指標として定め、中期的に36%超（長期的には50%超）とすることを目指してまいります。なお、受益証券による受入手数料には、投資信託の募集手数料やその信託報酬等が含まれます。

$$\text{受益証券による経費カバー率} = \frac{\text{受益証券による受入手数料}}{\text{販売費・一般管理費}}$$

当事業年度の受益証券による経費カバー率は27.7%（前事業年度は28.9%）となりました。

また、ストック収益となるような商品・サービスを常に模索し、それらに積極的に取り組んでまいります。

② 預り資産の倍増

「預り資産の増加が、お客様の満足度向上と収益の拡大に結びつく」ことを当社としての共通認識とし、2022年3月期末を基準に2032年3月期末までの10年間で預り資産を倍増させることを目指してまいります。なお、そのためには「新たなお客様の獲得」「お客様の新規資金による投資」「お客様満足度の向上」が必要不可欠であると認識しております。「新たなお客様の獲得」にあたっては、経営指標として掲げる5年間で15,000口座（単年度では3,000口座）以上の新たなお客様の獲得を目指してまいります。また、自社開発のシステムやデータを活用してお客様の利便性を高めるとともに効率的かつ積極的な営業活動を推進し、競争力を高めてまいります。「お客様の新規資金による投資」及び「お客様満足度の向上」にあたっては、お客様に選ばれる証券会社であり続けられるよう、当社調査部門が作成する「Imamura Report」をはじめとするレポート等を活用して質の高い情報の提供を図ります。また、定時定額で買い付ける積立投資やゴールベースアプローチ型ラップサービス、M&A支援、税理士相談サービスのほか、地方証券会社連携コンソーシアムにおける地方創生に資するための取組み等、新たな商品・サービスを充実させ、他社との差別化を図り、地域密着型の地方証券会社としての付加価値の向上を図ってまいります。そのほか、引き続きお客様本位の業務運営を徹底し、お客様からのより一層の信頼向上に努めてまいります。

③ 人的資本への投資

社員一人ひとりが自発的に能力開発を行うことで成長し続けられる社内環境の整備に努め、社員のエンゲージメントの向上に努めてまいります。具体的には、ファイナンシャルプランナー（FP）をはじめとする資格の取得や、所属する部門で求められる専門的な教育・研修等の機会を積極的に提供します。同時に、全ての社員に対して役職に応じた知識の習得及び経験の蓄積を促進してまいります。

また、全国的な賃上げの動きも考慮し、2025年4月には、当社の成長を牽引する優秀な人材を確保するため、前年に引き続き新卒初任給の引上げを実施いたしました。

人的資本に積極的に投資することで、社員育成によるエンゲージメントの向上及び人材の確保を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第83期	第84期	第85期	第86期 (当事業年度)
営業収益 (千円)	4,510,582	3,831,520	4,816,773	4,186,374
(うち受入手数料)	(4,452,552)	(3,782,454)	(4,440,988)	(3,685,160)
経常利益 (千円)	1,448,503	911,559	1,503,412	1,018,017
当期純利益 (千円)	941,422	608,141	1,009,844	760,709
1株当たり当期純利益 (円)	176.97	114.32	190.73	148.67
総資産 (千円)	17,981,386	18,674,069	21,942,876	19,710,864
純資産 (千円)	10,617,207	11,065,510	11,937,814	12,092,887

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第83期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を主な内容とし、お客様に対して資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。

具体的な業務は次のとおりであります。

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）
- ② 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受け
- ⑤ 有価証券の募集又は私募
- ⑥ 有価証券の売出し
- ⑦ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑧ 投資一任契約の媒介

上記のほか、金融商品取引業に付随する業務、保険販売等を営んでおります。

(7) 主要な営業所 (2025年 3月31日現在)

店舗名	所在地
本店	石川県金沢市十間町25番地
弥生支店	石川県金沢市弥生二丁目4番12号
小松支店	石川県小松市有明町22番地
加賀支店	石川県加賀市熊坂町イ133番地の9
七尾支店	石川県七尾市神明町口2番地10
福井支店	福井県福井市新田塚一丁目80番36号
板垣支店	福井県福井市板垣五丁目1010番地
敦賀支店	福井県敦賀市白銀町7番1号
富山支店	富山県富山市本町6番20号
高岡支店	富山県高岡市本丸町13番7号
砺波支店	富山県砺波市本町6番28号

(8) 従業員の状況 (2025年 3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
198名	5名減	37.7歳	15.6年

(9) 主要な借入先及び借入額 (2025年 3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
日本証券金融株式会社	590,104

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,320,000株（自己株式203,336株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,037名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
今村 直喜	1,358,800	26.55
今村コンピューターサービス株式会社	500,040	9.77
今村不動産株式会社	455,280	8.89
今村 九治	414,940	8.10
今村証券社員持株会	301,740	5.89
久保寺 茂男	142,300	2.78
今村 千加子	134,400	2.62
今村 之希有	130,000	2.54
米田 信昭	88,260	1.72
今村 寛功	53,200	1.03

(注) 1. 当社は、自己株式を203,336株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（203,336株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	今村九治	
取締役社長 (代表取締役)	今村直喜	
取締役	宮田秀夫	法人部長
取締役	山内幸一	コンプライアンス本部長兼検査部長
取締役	池多将吾	営業本部長
取締役	鳥田一彰	管理本部長
取締役	伊藤正裕	情報システム部長
取締役	山出勉	総務部長
取締役	室屋和菜	室屋和菜公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社H4U 取締役 一般社団法人金澤レディース経政会 理事
取締役	小島一郎	株式会社分析広報研究所 代表取締役
常勤監査役	明翫克正	
監査役	中島史雄	中島・早川・北村法律事務所 弁護士
監査役	山岸晋作	株式会社山岸製作所 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役室屋和菜、小島一郎の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役中島史雄、山岸晋作の両氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役室屋和菜氏、取締役小島一郎氏、監査役中島史雄氏及び監査役山岸晋作氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役中島史雄氏は会社法学者及び弁護士であることから、同氏は財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役明翫克正氏は長年にわたり当社において財務・経理部門を担当し、経理部長を歴任していたことから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役池多将吾、鳥田一彰、伊藤正裕、山出勉、小島一郎の5氏は、2024年6月21日開催の第85期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山内 幸一	コンプライアンス本部長 兼検査部長	コンプライアンス本部長	2025年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりであります。

【基本方針】

- ・取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保します。
- ・会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
- ・報酬体系・水準については、「役員報酬規程」、「役員報酬規程に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき算定することで、客観性・合理性を確保します。
- ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。

【報酬体系】

当社の取締役及び監査役の報酬は、役位別の基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び役員退職慰労金により構成することとしております。

基本報酬は、「役員報酬規程」及び「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて役位毎に検討し、取締役においては取締役会の決議を、監査役においては監査役の協議を経て決定することとしております。

業績連動報酬については、「(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ⑤ 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。

役員退職慰労金は、「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定したうえ、功績の多少・軽重を評価し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、報酬額は、基準額の50%を超えない範囲で増額又は減額できることとしております。

また、決定方針は、監査役の同意を得て2022年7月28日開催の取締役会において決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会の承認を得た範囲内で代表取締役社長が、取締役会で承認を得た「役員報酬規程」、「役員報酬規程に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき作成した報酬案を、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬総額は、2021年6月22日開催の第82期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。

当社の監査役の報酬総額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等のうち、業績連動報酬及び役員退職慰労金については個人別の具体的な内容の決定を代表取締役社長今村直喜に委任することとしております。

業績連動報酬における委任する権限の内容は、株主総会の承認を得た報酬の範囲内で、各取締役の業績への寄与度や貢献度を勘案し、「役員報酬規程」及び「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて報酬を決定することとしております。

役員退職慰労金における委任する権限の内容は、株主総会で承認を得た報酬の範囲内で「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定のうえ、功績の多少・軽重を評価して決定することとしております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を踏まえて各取締役の職責や成果の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断しているためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	149,587 (6,263)	84,013 (5,089)	51,250 (800)	－ (－)	14,324 (374)	14 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23,163 (6,795)	14,743 (5,560)	7,200 (800)	－ (－)	1,220 (435)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の種類別の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬の額は、第86期定時株主総会において決議予定の役員賞与58,450千円（取締役51,250千円、監査役7,200千円）であります。
3. 退職慰労金の額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 上記支給額のほか、2024年6月21日開催の第85期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役4名に対して86,674千円（うち社外取締役1名 1,692千円）支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額85,159千円（うち社外取締役1名 1,663千円）が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的向上に対する取締役及び監査役の意欲や士気を一層高めるため、業績連動報酬として賞与を支給しております。

毎期の業績連動報酬は、各期の純営業収益に基づき職責に応じて役員毎に算定することとしております。また、従業員給与水準と不均衡が生じる場合には、「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて役員毎に調整することとしております。ただし、当該期間が純損失の場合には、業績連動報酬を支給いたしません。当社は金融商品取引業を営んでおり、株式市況の影響を受け業績の変動が激しいため、業績連動報酬の査定において、純営業収益をベースとすることが当社にとって業績を最も適正に反映すると判断しております。報酬額の決定に当たっては、代表取締役社長が上記の基準に従い検討し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経ることとしております。

なお、当事業年度の純営業収益は41億70百万円（前年同期比13.0%減）であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役室屋和菜氏は、室屋和菜公認会計士・税理士事務所の代表、株式会社Ｈ４Ｕの取締役及び一般社団法人金澤レディース経政会の理事を兼務しております。当社と室屋和菜公認会計士・税理士事務所、株式会社Ｈ４Ｕ及び一般社団法人金澤レディース経政会との間には特別の関係はありません。

取締役小島一郎氏は、株式会社分析広報研究所の代表取締役を兼務しております。当社と株式会社分析広報研究所との間には特別の関係はありません。

監査役中島史雄氏は、中島・早川・北村法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と中島・早川・北村法律事務所との間には特別の関係はありません。

監査役山岸晋作氏は、株式会社山岸製作所の代表取締役社長を兼務しております。当社と株式会社山岸製作所との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	室 屋 和 菜	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。また、代表取締役社長及び社外役員のみが出席する独立社外役員会議では、当社の人的資本経営等について独立した客観的立場から意見を表明し、経営の意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしております。
取締役	小 島 一 郎	就任後開催の取締役会14回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。また、代表取締役社長及び社外役員のみが出席する独立社外役員会議では、当社の広報・ＩＲ等について独立した客観的立場から意見を表明し、経営の意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしております。
区分	氏名	主な活動状況
監査役	中 島 史 雄	当事業年度開催の取締役会20回中18回に、監査役会16回中14回に出席し、必要に応じ、会社法学者及び弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の構築・展開について発言を行っております。
監査役	山 岸 晋 作	当事業年度開催の取締役会20回中18回に、監査役会16回中14回に出席し、必要に応じ、企業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営体制の充実について発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、監査管理及び独立性等総合的な観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 第86期貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部          |                   | 負債の部            |                   |
|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科目            | 金額                | 科目              | 金額                |
| <b>流動資産</b>   | <b>14,832,027</b> | <b>流動負債</b>     | <b>7,010,211</b>  |
| 現金・預金         | 6,196,999         | 信用取引負債          | 607,141           |
| 預託金           | 4,998,184         | 信用取引借入金         | 590,104           |
| 顧客分別金信託       | 4,970,000         | 信用取引貸証券受入金      | 17,036            |
| 金融商品取引責任準備預託金 | 28,184            | 預り金             | 5,092,497         |
| トレーディング商品     | 34,745            | 顧客からの預り金        | 4,153,910         |
| 商品有価証券等       | 34,723            | その他の預り金         | 938,586           |
| デリバティブ取引      | 22                | 受入保証金           | 759,381           |
| 約定見返勘定        | 10,998            | 未払金             | 64,652            |
| 信用取引資産        | 2,743,166         | 未払費用            | 37,837            |
| 信用取引貸付金       | 2,728,072         | 未払法人税等          | 162,490           |
| 信用取引借証券担保金    | 15,094            | 賞与引当金           | 221,690           |
| 募集等払込金        | 335,651           | 役員賞与引当金         | 64,520            |
| 短期差入保証金       | 291,717           | <b>固定負債</b>     | <b>577,700</b>    |
| 先物取引差入保証金     | 291,275           | 退職給付引当金         | 21,064            |
| その他の差入保証金     | 442               | 役員退職慰労引当金       | 384,598           |
| 前払費用          | 31,295            | 繰延税金負債          | 172,037           |
| 未収収益          | 137,190           | <b>特別法上の準備金</b> | <b>30,064</b>     |
| その他の流動資産      | 52,899            | 金融商品取引責任準備金     | 30,064            |
| 貸倒引当金         | △821              |                 |                   |
| <b>固定資産</b>   | <b>4,878,837</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>7,617,976</b>  |
| 有形固定資産        | 2,710,278         | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 建物            | 1,496,993         | <b>株主資本</b>     | <b>11,418,283</b> |
| 器具備品          | 113,578           | 資本金             | 857,075           |
| 土地            | 1,094,213         | 資本剰余金           | 357,075           |
| その他           | 5,493             | 資本準備金           | 357,075           |
| 無形固定資産        | 30,399            | 利益剰余金           | 10,433,193        |
| ソフトウェア        | 17,477            | 利益準備金           | 125,000           |
| 電話加入権         | 9,438             | その他利益剰余金        | 10,308,193        |
| その他           | 3,483             | 別途積立金           | 8,000,000         |
| 投資その他の資産      | 2,138,160         | 繰越利益剰余金         | 2,308,193         |
| 投資有価証券        | 2,102,043         | <b>自己株式</b>     | <b>△229,059</b>   |
| 長期差入保証金       | 6,044             | <b>評価・換算差額等</b> | <b>674,604</b>    |
| 長期前払費用        | 11,716            | その他有価証券評価差額金    | 674,604           |
| その他投資等        | 18,357            |                 |                   |
| 貸倒引当金         | △1                |                 |                   |
| <b>資産合計</b>   | <b>19,710,864</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>12,092,887</b> |
|               |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>19,710,864</b> |

## 第86期損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

| 科目                         | 金額        |           |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 営業収益                       |           |           |
| 受入手数料                      |           |           |
| 委託手数料                      | 2,733,660 |           |
| 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料  | 2,420     |           |
| 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 | 529,749   |           |
| その他の受入手数料                  | 419,329   | 3,685,160 |
| トレーディング損益                  |           |           |
| 株券等トレーディング損益               | 5,685     |           |
| 債券等トレーディング損益               | 436,005   |           |
| その他のトレーディング損益              | 25        | 441,716   |
| 金融収益                       |           | 59,498    |
| 営業収益計                      |           | 4,186,374 |
| 金融費用                       |           | 15,576    |
| 純営業収益                      |           | 4,170,798 |
| 販売費・一般管理費                  |           |           |
| 取引関係費                      | 320,726   |           |
| 人件費                        | 2,253,012 |           |
| 不動産関係費                     | 126,193   |           |
| 事務費                        | 88,381    |           |
| 減価償却費                      | 139,004   |           |
| 租税公課                       | 70,954    |           |
| 貸倒引当金繰入額                   | △35       |           |
| その他                        | 186,165   | 3,184,402 |
| 営業利益                       |           | 986,395   |
| 営業外収益                      |           | 54,604    |
| 営業外費用                      |           | 22,981    |
| 経常利益                       |           | 1,018,017 |
| 特別利益                       |           |           |
| 投資有価証券売却益                  | 88,555    | 88,555    |
| 特別損失                       |           |           |
| 投資有価証券評価損                  | 4,982     |           |
| 固定資産除売却損                   | 844       |           |
| 投資有価証券売却損                  | 5,949     |           |
| 金融商品取引責任準備金繰入れ             | 1,880     | 13,655    |
| 税引前当期純利益                   |           | 1,092,917 |
| 法人税、住民税及び事業税               | 322,099   |           |
| 法人税等調整額                    | 10,108    | 332,208   |
| 当期純利益                      |           | 760,709   |

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

今村証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安 藤 眞 弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 野 村 実   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、今村証券株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

今 村 証 券 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 明 翫 克 正 ㊞

監 査 役 中 島 史 雄 ㊞

監 査 役 山 岸 晋 作 ㊞

(注) 監査役中島史雄及び監査役山岸晋作は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 定時株主総会会場 ご案内略図

会 場：石川県金沢市十間町25番地  
当社 本店分室2F  
カンファレンスルーム



会場周辺詳細



- ※ JR金沢駅よりバスで約10分「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停下車徒歩約3分
- ※ 会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。